

平成31年（行ウ）第39号

原告 西澤信善 外16名

被告 大阪府知事

答 弁 書

令和元年5月17日

大阪地方裁判所第7民事部合議4係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満四丁目7番1号 北ビル1号館303号

進陽法律事務所 【送達場所】

(電話 06-6467-4077、FAX 06-6467-4078)

被告訴訟代理人 弁護士 森 末 尚 孝



頭書事件につき、被告は、次のとおり答弁する。

なお、本書面中の略語は、特段の断りのない限り訴状の例による。

第1 本案前の申立

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の申立の理由

- 1 本件リーフレットの配布は「当該行為」に当たらないこと

地方自治法242条の2第1項1号では、「当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求」と規定されており、当該行為とは、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結



若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担とされている(同法242条1項)。

しかしながら、請求の趣旨第1項において原告らが差し止めを求める本件リーフレットを配布するという行為は、「当該行為」にあたらないことは明らかである。

すなわち、原告らは、公金の支出、契約の締結又は財産の取得を差し止め対象としているものではない。また、「財産の管理又は処分」についても、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為であると解されるところ、本件リーフレットの配布は、高校生に対し、法令等に基づき合法的に行い得るギャンブル等の仕組みや、その付き合い方を理解できるようにするとともに、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにするために行った行為であり、本件リーフレット自体の財産上の価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為ではなく、「財産の管理又は処分」にも当たらない。

## 2 訴えの利益を欠くこと

また、本件リーフレットは、平成30年度中に大阪府内の各高校に送付され、配布済みであり、差し止めの対象となる行為は完了している。したがって、本件訴えは訴えの利益を欠く。

## 3 結語

よって、請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であって、却下されなければならない。

### 第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

### 第4 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 当事者」について

- (1) 「1」の項

不知

- (2) 「2」の項

大阪府と大阪市が共同して「大阪府・大阪市IR推進局」を設置した事実は認めるが、その余は否認する。

IR推進局が誘致を進める統合型リゾート（以下「IR」という。）は、カジノだけでなく、MICE施設やエンターテインメント施設などを含む、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）に規定されたIRである。

なお、MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である。

#### 2 「第2 悪質性のあるリーフレットの配布と濫費」について

- (1) 「1」の項

高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレット（以下「本件リーフレット」という。）に、「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時

間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載があることは認めるが、その余は否認ないし争う。

I R整備法39条は、「認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区域で行う当該カジノ行為については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しない」と規定され、当該要件を満たすカジノについては、法律により違法性が阻却されており、合法であることは明らかである。I R推進局では、I R整備法の規定に基づくI R誘致を進めようとするものであり、合法である。

(2) 「2」の項

ア 第1段落について

高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレット（以下「本件リーフレット」）を高等学校用100,800部、支援学校用2,670部作成し、各学校への配布を完了したこと、及び、本件リーフレットに「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載がある事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

なお、前記(1)のとおり、I R推進局は、I R整備法39条の要件を満たすI R誘致を進めるものであって、合法である。

イ 第2段落（「本来～である。」）について

本件リーフレットに「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載があることは認めるが、その余は否認ないし争う。

そもそも、本件リーフレットには、公営競技等にかかる年齢要件を明記しているに過ぎず、ギャンブル等を「娯楽と宣伝」する記載は一切ない。

ウ 第3段落（「ちなみに～答弁している。」）について

記載に係る質問及び答弁がなされたことは概ね認めるが、鈴木課長の所属については否認する。

2015年の大阪市会の都市経済委員会の答弁については、当時の「大阪市経済戦略局」の鈴木課長の答弁である。これは一般論として賭博と刑法の関係について答弁したものであり、IR整備法に基づき設置され、同法の要件を満たすカジノは、前記(1)のとおり、合法である。

(3) 「3」の項

ア 前段（「そして～悪質である。」）については、否認ないし争う。

イ 「i」について

本件リーフレットに「ギャンブルでは勝ち続けることもあれば、負けることもあります」との記載があることは認めるが、「不実教示」とする点は争い、その余は不知。

本件リーフレットでは、「ギャンブルでの『勝ち』は法則性がなく、偶然によるので予測できません」として、ギャンブル等の特徴である偶然性を示すとともに、「お客が失うお金の一部が事業者の取り分になります。短期間なら勝つこともあります。長くプレイを続ければ、使ったお金と同等額が手元に残ることはありません。戻ってくる割合は、常に100%未満です。」と明記している。

ウ 「ii」について

本件リーフレットに「戻ってくる割合は、常に100%未満です」、「長くプレイを続ければ使ったお金と同等額が手元に残ることはありません」

ん」との記載があることは認めるが、「不実教示」とする点は争い、その余は不知。

否認の理由は、前記イに記載したとおりである。

エ 「iii」について

否認する。

本件リーフレットに記載している「悪影響の例」は厚生労働省作成のリーフレット「わかっているのにやめられない」（乙1）を参考にして記載したものであり、意図的に重大事例を隠している事実などない。

オ 「iv」について

本件リーフレットに相談窓口を記載している事実は認めるが、その余は争う。

悩みを抱える高校生が問題の解決に向かうためには、精神保健福祉士等、専門的知識を有する者による助言などが必要な場合もあり、相談窓口の果たす役割は重要であることから、公的な相談窓口を案内しているものである。また、相談窓口を紹介するだけでなく、依存症の内容や原因、問題点、可能性を説明し、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにしている。

カ 「v」について

否認する。

支援学校用のリーフレットについては、文字を大きくしたり、読み仮名をふったり、レイアウトや色合いに注意払うなどの配慮を行っている。

キ 「vi」について

(ア) 第1段落（「その他～不実記載である。」）について

本件リーフレットに「原因は、まだはっきりとしたことはわかっていません」との記載があることは認めるが、「不実記載」とする点は争う。

上記記載は、国の全国依存症治療拠点に指定されている独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターのホームページ（乙2）の記載を参考にして記載したものである。

(イ) 第2段落（「またQ5～比喻している。」）について

本件リーフレットに、「風邪やケガのような治り方をするものではありませんが、様々な助けや理解により『ギャンブルなどに頼らない生き方』をしていくことができます。回復することは可能です」との記載があることは認めるが、その余は不知。

本件リーフレットにおいては、ギャンブルが依存する対象の一つであることを明記している。また、ギャンブル等依存症が風邪のように治癒するものではないことを「風邪やケガのような治り方をするものではありませんが」との表現で示したものである。「回復することは可能です」との記述は厚生労働省作成のリーフレット「わかっているのにやめられない」（乙1）を参考にして記載したものである。

(ウ) 第3段落（「以上～ではない。」）について

争う。

前記(ア)及び(イ)のとおり、本件リーフレットは、誤った情報によって青年・若者をミスリードするものではない。

(4) 「4」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、高校生に対し、法令等に基づき合法的に行い得るギャンブル等の仕組みや、その付き合い方を理解できるようにするとともに、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理

解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにするために、作成・配布したものであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。当然、「責任転化」をするものでもない。

(5) 「5」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、前記(4)のとおりであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。

なお、本件リーフレットの作成・配布経費は、正確には、消費税を含め406,080円である(乙3)。

(6) 「6」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、前記(4)のとおりであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。

また、本リーフレット作成等にかかる経費は、適正に支出されており、手続き的にも、何ら問題はない。

以上から、原告らが指摘する地方自治法2条14項、地方財政法4条及び8条の条項に反するものでないことは明らかである。

3 「第3. 監査請求と結果及び本訴」について

(1) 「1」について

記載のような監査請求がなされたことは認める。

(2) 「2」について

平成31年2月26日付で監査請求が棄却されたこと、監査結果において、監査委員が、一部の記載について「誤解を生じさせるおそれのある表現である」等と記載したことについては認めるが、その余は争う。

(3) 「3」については、本訴の提起がなされたことは認める。



答 弁 書

以 上

附 属 書 類

- 1 訴訟委任状 1通
- 2 指定書 1通